

高松市・塩江町合併協議会 第 1 5 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1	「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」に関する資料（協議第 5 7 号資料）	1 ~ 3
2	「一般職の職員の身分の取扱い」に関する資料（協議第 5 8 号資料）	4 ~ 7
3	「一部事務組合等の取扱い」に関する資料（協議第 6 0 号資料）	8 ~ 1 2
4	「消防防災関係事業」に関する資料（協議第 6 1 号資料）	1 3 ~ 1 9
5	「その他の事業（継続協議分）」に関する資料（協議第 6 2 ~ 6 6 号資料）	2 0 ~ 3 0
6	「合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正について」 に関する資料（協議第 6 7 号資料）	3 1 ~ 4 3

協議第57号資料

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農業委員会及び選挙区について	2
農業委員について	3

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員会及び選挙区	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 区域面積	19,434 ha	8,010 ha
2 農地面積	6,184 ha (平成16年1月現在 現況地籍)	476 ha
3 農家数 (基準農業者数)	10,709 世帯 (平成16年1月現在)	523 世帯 (平成16年3月末現在)
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江町農業委員会は、高松市農業委員会に統合するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 有権者数	20,321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	1,073 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数		
(1)選挙による委員	40人	10人
(2)選任委員		
(ア)農協・共済推薦1号委員	2人	1人
(イ)議会推薦2号委員	5人	5人
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。

対 応 策
塩江町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

調 整 案
塩江町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

協議第58号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て 5 ~ 7

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	
分類	職員数等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 職員数	3,287 人 (平成16年4月1日 現在)	129 人 (平成16年4月1日 現在)
2 職層別人数	部長級 21 人 部次長級 46 人 課長級 133 人 課長補佐級 232 人 係長級 803 人 一般職・教員等 2,052 人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 - 人 部次長級 - 人 課長級 15 人 課長補佐級 8 人 係長級 13 人 一般職・教員等 93 人 (平成16年4月1日 現在)
3 級別職種	(全職種) 1級 1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 2級 1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務 4級 1 係長又はこれに相当する職務 5級 1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 6級 1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 7級 1 課長補佐又はこれに相当する職務	(行政職) 1級 主事・保育士・学芸員 2級 主事・保育士・学芸員 3級 主任主事・主任保育士・主任学芸員 4級 主任主事・主任保育士・主任学芸員 5級 主査・係長・支所長・主席主任保育士・病院事務次長・老人福祉センター所長・自然休養村センター所長・専門学芸員主任主事 6級 係長・副主幹・課長補佐・支所長・主席主任保育士・保育所長・病院事務次長・老人福祉センター所長・自然休養村センター所長 7級 課長補佐・主幹・保育所長・課長・病院事 8級 課長・病院事務長・保健福祉総合施設長・保健福祉総合施設次長・室長・局長・教育次長・館長

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い																													
分類	職員数等																													
現 況																														
項目	高 松 市	塩 江 町																												
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td> </tr> </table>	8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	<p>(医療職 一種)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>医師・医長</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>医師・医長・副院長・病院長</td> </tr> </table> <p>(医療職 二種)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>薬剤師・薬局長・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>薬局長 薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>薬剤師・薬局長</td> </tr> </table> <p>「 」については、別に町長の承認を受けたものに限る。</p> <p>(医療職 三種)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>看護師・歯科衛生士・衛生検査技師</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>歯科衛生士・衛生検査技師・保健師 看護師</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主任看護師・保健師 看護師・歯科衛生士・衛生検査技師</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主任看護師・看護師長・保健師長</td> </tr> </table> <p>「 」については、別に町長の承認を受けたものに限る。</p>	1級	医師・医長	2級	医師・医長・副院長・病院長	1級	薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師	2級	薬剤師・薬局長・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師	3級	薬局長 薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師	4級	薬剤師・薬局長	1級	看護師・歯科衛生士・衛生検査技師	2級	歯科衛生士・衛生検査技師・保健師 看護師	3級	主任看護師・保健師 看護師・歯科衛生士・衛生検査技師	4級	主任看護師・看護師長・保健師長
8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																													
9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																													
10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																													
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																													
1級	医師・医長																													
2級	医師・医長・副院長・病院長																													
1級	薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師																													
2級	薬剤師・薬局長・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師																													
3級	薬局長 薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師																													
4級	薬剤師・薬局長																													
1級	看護師・歯科衛生士・衛生検査技師																													
2級	歯科衛生士・衛生検査技師・保健師 看護師																													
3級	主任看護師・保健師 看護師・歯科衛生士・衛生検査技師																													
4級	主任看護師・看護師長・保健師長																													

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い						部会名	総務
分類	職員数等							
	現			況				
項目	高松市			塩江町			問題点・課題	
4 平均給料月額等	区分	一般行政職	技能職	区分	一般行政職	技能職		
	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給料月額	310,700円	228,800円		
	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均給与月額	353,291円	249,367円		
	平均年齢	42歳2月	44歳4月	平均年齢	43歳2月	51歳11月		
	(平成16年4月1日現在)			(平成16年4月1日現在)			対応策	
							調整案	

協議第60号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～12

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部会名	総務・企画財政・市民・消防
分類	一部事務組合等の状況			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・塩江町・香川町・香南町・直島町・三木町・牟礼町・庵治町・綾上町・綾南町・国分寺町</p> <p>(共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダムの建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。</p> <p>(共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。</p> <p>該当なし。</p> <p>高松市と同じ。 該当なし。</p>		<p>両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 塩江町のみが加入している一部事務組合がある。 両市町において、土地開発公社を設立している。</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	該当なし。	<p>(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町・直島町</p> <p>(共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理</p>		対 応 策
				<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。 塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>
				調 整 案
				<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。 塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町 (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等 (1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。
4 香川南部葬斎 場組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) ・火葬場の設置、管理、葬祭事業

部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部会名	総務・企画財政・市民・消防
分類	一部事務組合等の状況			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務 </p>		
				対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
分 類	一部事務組合等の状況			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
6 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	【塩江町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 平成2年9月13日		
				対 応 策
				調 整 案

協議第 6 1 号資料

「消防防災関係事業について」に関する資料

常 備 消 防 に つ い て	14 ~ 16
防 災 団 体 等 に つ い て	17
地 域 防 災 計 画 に つ い て	18
防 災 行 政 無 線 に つ い て	19

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業		部 会 名	消 防
分 類	常備消防			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 運営主体	高松市	讃岐地区広域消防組合 (一部事務組合)		問 題 点 ・ 課 題 運営主体に差異がある。
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 消防防災課 — 情報指令課 <ul style="list-style-type: none"> — 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 — 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 — 仏生山出張所 — 円座出張所 — 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 — 山田出張所 — 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 — 国分寺出張所 	<p>消防本部 (三木町)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 警防課 — 消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 (牟礼町) — 西分署 (香川町) <p>塩江町に、平成16年度において、出張所を整備予定</p> <p>(参考) 一部事務組合の行政機構図</p> <pre> graph TD A[関係6町] --- B[管理者] A --- C[組合議会議員] B --- D[副管理者] D --- E[収入役] D --- F[幹事] F --- G[消防本部] H[監査委員] --- B </pre>		対 応 策 常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	1本部 1署 2分署		調 整 案 常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
4 人員	消防局 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 13人 — 予防課 19人 — 消防防災課 6人 — 情報指令課 19人 — 北消防署 69人 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 32人 — 南消防署 46人 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 12人 — 仏生山出張所 12人 — 円座出張所 18人 — 東消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 12人 — 山田出張所 18人 — 西消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 21人 — 国分寺出張所 12人 <p style="text-align: center;">計 385 人</p>	消防本部 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 5人 (県派遣1人) — 予防課 7人 — 警防課 9人 — 消防署 28人 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 25人 — 西分署 25人 <p style="text-align: center;">計 99 人</p>

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 20 消防防災関係事業				部 会 名		消 防	
分 類		常備消防				問 題 点 ・ 課 題			
現 況		高 松 市				塩 江 町			
項 目									
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部	火災原因調査車	1	
		調査車	1	支援車	1	(三木町)	査察車	1	
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車	2	
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1		防火号	1	
		タンク車	1	広報車	1	消防署	救助工作車	1	
		ポンプ車	1	査察車	1		指令車	1	
		梯子車	2	積載車	1		消防ポンプ自動車	2	
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積載車	1	
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格救急車	2	
		化学車	2	査察車	1	東分署	梯子付消防ポンプ自動車	1	
	南消防署	指令車	1	梯子車	1	(牟礼町)	消防ポンプ自動車	1	
		タンク車	1	広報車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		救助工作車	1	査察車	1		軽四積載車	1	
		高規格救急車	1				広報車	1	
	太田出張所	タンク車	1				高規格救急車	1	
	仏生山出張所	ポンプ車	1			西分署	化学消防ポンプ車	1	
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	(香川町)	消防ポンプ自動車	1	
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		タンク車	1	広報車	1		積載車	1	
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1		軽四積載車	1	
	川添出張所	ポンプ車	1				広報車	1	
	山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格救急車	1	
	西消防署	指令車	1	高規格救急車	1				
	タンク車	1	広報車	1					
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1					
綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1					
	ポンプ車	2	査察車(軽)	1					
国分寺出張所	ポンプ車	1							
						対 応 策			
						調 整 案			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業		部 会 名	消 防
分 類	防災団体等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 防火団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・高松地区防火安全協会(会員数585事業所) ・高松市幼少年婦人防火委員会 ・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会 ・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ) ・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ) ・高松市婦人防火クラブ連絡協議会 ・高松市婦人防火クラブ(28クラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・讃岐地区防火委員会 		<p style="text-align: center;">問 題 点 ・ 課 題</p> <p>防火団体及び自主防災組織に差異がある。</p>
2 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> (組織数) 228 (結成自治会) 290自治会 (支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材を購入して配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> (組織数) 5(単位自治会) (世帯数) 104世帯 (支援) 結成された組織に対して、予算の範囲内で資機材を購入して配布している。 		<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>
				<p style="text-align: center;">調 整 案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 消防防災関係事業	
分類	地域防災計画	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	高松市地域防災計画	塩江町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和42年 (平成10年度に見直しをしている。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域にかかる防災に関し、その施策の基本を確立し、もって町民の生命、身体および財産を災害から保護し、町民福祉の増進を図る。
4 計画の内容	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 資料編	一般対策編 1 総則 2 防災機関の業務の大綱 3 災害予防計画 4 災害応急対策計画 5 災害復旧計画 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域防災計画に差異がある。

対 応 策
地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに塩江町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業																													
分類	防災行政無線																													
現 況																														
項目	高 松 市	塩 江 町																												
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行う事を目的として、設置している。	高松市と同じ。																												
2 施設	<p>【移動系無線】</p> <table border="0"> <tr> <td>施設整備年度</td> <td>平成2年度</td> </tr> <tr> <td>基地局</td> <td>高松市役所 本庁舎内</td> </tr> <tr> <td>移動局数</td> <td>49局</td> </tr> <tr> <td>車載携帯型</td> <td>25局</td> </tr> <tr> <td>集落可搬型</td> <td>22局</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>2局</td> </tr> <tr> <td>周波数MHz</td> <td>466.7625MHz</td> </tr> </table> <p>【同報系無線】</p> <p>施設なし。 整備について、検討中。</p>	施設整備年度	平成2年度	基地局	高松市役所 本庁舎内	移動局数	49局	車載携帯型	25局	集落可搬型	22局	携帯型	2局	周波数MHz	466.7625MHz	<p>【移動系無線】</p> <table border="0"> <tr> <td>施設整備年度</td> <td>昭和54年度</td> </tr> <tr> <td>基地局</td> <td>塩江町役場 本庁舎内</td> </tr> <tr> <td>移動局数</td> <td>22局</td> </tr> <tr> <td>車載携帯型</td> <td>14局</td> </tr> <tr> <td>集落可搬型</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>8局</td> </tr> <tr> <td>周波数MHz</td> <td>150.81MHz</td> </tr> </table> <p>【同報系無線】</p> <p>町営CATVの導入に伴い、平成16年度において、廃止。</p>	施設整備年度	昭和54年度	基地局	塩江町役場 本庁舎内	移動局数	22局	車載携帯型	14局	集落可搬型	-	携帯型	8局	周波数MHz	150.81MHz
施設整備年度	平成2年度																													
基地局	高松市役所 本庁舎内																													
移動局数	49局																													
車載携帯型	25局																													
集落可搬型	22局																													
携帯型	2局																													
周波数MHz	466.7625MHz																													
施設整備年度	昭和54年度																													
基地局	塩江町役場 本庁舎内																													
移動局数	22局																													
車載携帯型	14局																													
集落可搬型	-																													
携帯型	8局																													
周波数MHz	150.81MHz																													
<p>移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。</p>																														

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・周波数については、1市町村1波が原則となっているが、高松市において、システムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の基地局の接続方法については、合併時まで調整する。

調 整 案
<p>高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。</p>

協議第 6 2 ~ 6 6 号資料

「その他の事業（継続協議分）について」に関する資料

（協議第 6 2 号）市 ・ 町 民 褒 章 制 度 に つ い て	2 1
（協議第 6 3 号）後 継 者 育 成 等 報 償 制 度 に つ い て	2 2
（協議第 6 4 号）市 ・ 町 民 葬 儀 に つ い て	2 3 ~ 2 5
（協議第 6 5 号）生 活 用 水 確 保 対 策 事 業 に つ い て	2 6 ~ 2 7
（協議第 6 6 号）塩江町における公園・レクリエーション等施設について	2 8 ~ 3 0

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分類	市・町民褒章制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名誉市・町民	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り、顕彰する。</p> <p>(根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2 名(故人)</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 塩江町民又は塩江町に特別の縁故の深いもので、町政の振興、文化の向上、産業の進展又は公共の福祉増進等に貢献して、その事績が卓絶し、功労特に顕著であり、町民が郷土の誇りとし、かつ尊敬に値すると認めるものに対し、その榮譽をたたえ、功績を顕彰するため、塩江町名誉町民の称号を贈る。</p> <p>(根拠) 塩江町名誉町民条例 (名誉町民数) 2 名(故人)</p>
2 市・町政功労賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 市の公益の増進に寄与し、または市制の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を行っている。</p> <p>(根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20人程度表彰</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 町内における善行業績を顕彰するため、功労があった者を表彰する。受賞後の待遇は、特に行っていない。</p> <p>(根拠) 塩江町表彰規則 (贈呈状況) 町制40周年記念時に40名を表彰</p>
3 市・町民榮譽賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。 (根拠) 高松市市民榮譽賞要綱 (贈呈状況) 過去1名</p>	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・名誉市・町民及び市・町政功労賞に差異がある。 ・塩江町では、町民榮譽賞を設けていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承するものとする。 ・塩江町の町政功労者については、表彰後の待遇を行っていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(後継者育成等報償制度)	
分類	後継者育成等報償制度	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 後継者育成報償	該当なし。	(目的) 後継者の育成対策として、町内に住所を有する夫又は妻と同居し、婚姻の届出をした者で、当該家庭が婚姻入籍後1年経過後に資格を有している場合に報償金を支給する。 (報償額) 1組に対し、10万円
2 結婚促進報償	該当なし。	(目的) 後継者の育成対策として、後継者育成確保に寄与した結婚世話人に対して、結婚促進報償金を支給する。(ただし、結婚当日のみの媒酌人、同一後継者の結婚世話人及び結婚相談等を職業としている者については、対象としない。) (報償額) 1件につき、20万円
3 出産家庭報償	該当なし。	(目的) 人口の減少抑制施策の一環として、町内に住所を有し、第3児以上を出産した者で、第3児以上出産時において、他の2児が健在であり、当該家庭が将来も引き続き町内に住所を有する者に対し、報償金を支給する。 (報償額) 第3児以上1人に対し、30万円

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、後継者育成報償、結婚促進報償及び出産家庭報償の制度がない。

対 応 策
・後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・結婚促進報償については、合併時に廃止する。

調 整 案
塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民葬儀)	
分類	市・町民葬儀	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者が死亡した場合の葬儀及び町内に住所を有する者が喪主となる場合の葬儀で、かつ、香川郡(直島町を除く。)内の火葬場において火葬に付す場合に適用する。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者。
3 種類・料金等	<p>斎場公園葬</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p>	<p>やすらぎ苑葬 120,000 円</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 町所有の霊柩車の使用については、「塩江町霊柩車使用規則」による。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
葬儀の種類に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民葬儀)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) (一部事務組合)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門)</p> <p>火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基)</p> <p>汚物炉 1基</p> <p>エントランスホール</p> <p>告別室 3室</p> <p>収骨室 2室</p> <p>霊安室</p> <p>会議室</p> <p>(斎場部門)</p> <p>式場 1室</p> <p>斎場ホール</p> <p>控室 3室</p> <p>(待合部門)</p> <p>待合室 5室(和室 3室、洋室 2室)</p> <p>待合ホール</p> <p>障害者用便所</p>	<p>【参考】</p> <p>香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) 概要</p> <p>(開設日) 平成8年1月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>(火葬棟)</p> <p>告別室 2室</p> <p>見送りホール</p> <p>火葬施設 5基(大型炉 5基)</p> <p>収骨室 2室</p> <p>霊安室</p> <p>(斎場棟) 1室</p> <p>斎場 2室</p> <p>待合室</p> <p>(待合棟)</p> <p>待合ロビー 3室(和室 3室)</p> <p>待合室</p> <p>(動物炉棟)</p> <p>動物用焼却炉 1基</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・運営主体に差異がある。 ・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併後において、塩江町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。 ・香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民葬儀)																																																																																																								
分類	葬斎場																																																																																																								
現 況																																																																																																									
項目	高 松 市		塩 江 町																																																																																																						
3 施設使用料	<p>1 火葬施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>市 内</th> <th>市 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死 体</td> <td>大人(12歳以上)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>死 産 児</td> <td>1胎</td> <td>無 料</td> <td>13,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>市内の使用料について、有料化を検討中。</p> <p>2 式場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 単 位</th> <th colspan="2">使 用 料 (単位当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午 前 (午前9時～正午)</td> <td>市内</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>午 後 (午後零時30分～午後3時30分)</td> <td>市外</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内…市内に住所を有する者 市外…市内に住所を有しない者</p>		区 分	単 位	使 用 料		市 内	市 外	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円	死 産 児	1胎	無 料	13,000円		使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)		午 前 (午前9時～正午)	市内	31,500円	午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外	63,000円	<p>【参考】 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑)使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">料 金</th> </tr> <tr> <th>管内住民</th> <th>管外住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">火葬 標施設</td> <td>12歳以上</td> <td>1体</td> <td>20,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>1体</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1胎</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬遺骸</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>系統解剖遺体</td> <td>主部1体分</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>生体分離肢体</td> <td>1体分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>産汚物等</td> <td>1人分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>系統解剖遺体</td> <td>残部1体分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">斎待 合場室</td> <td>告別式</td> <td>1時間30分以内</td> <td>1回</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通夜</td> <td>18時間以内</td> <td>1回</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>25時間以内</td> <td>1回</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>42時間以内</td> <td>1回</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>49時間以内</td> <td>1回</td> <td>102,000円</td> </tr> <tr> <td>待合 合標室</td> <td>初七日</td> <td>1室</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>霊 安室</td> <td>遺体の安置</td> <td>24時間まで</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>動炉 物棟</td> <td>犬猫等のペットの焼却</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	料 金		管内住民	管外住民	火葬 標施設	12歳以上	1体	20,000円	80,000円	12歳未満	1体	10,000円	40,000円	死産児	1胎	5,000円	20,000円	改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円	系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円	生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円	系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円	斎待 合場室	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円	通夜	18時間以内	1回	40,000円	25時間以内	1回	54,000円	42時間以内	1回	88,000円	49時間以内	1回	102,000円	待合 合標室	初七日	1室	3,000円		霊 安室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円	動炉 物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円
区 分	単 位	使 用 料																																																																																																							
		市 内	市 外																																																																																																						
死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円																																																																																																					
	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円																																																																																																					
死 産 児	1胎	無 料	13,000円																																																																																																						
使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)																																																																																																								
午 前 (午前9時～正午)	市内	31,500円																																																																																																							
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外	63,000円																																																																																																							
区 分	単 位	料 金																																																																																																							
		管内住民	管外住民																																																																																																						
火葬 標施設	12歳以上	1体	20,000円	80,000円																																																																																																					
	12歳未満	1体	10,000円	40,000円																																																																																																					
	死産児	1胎	5,000円	20,000円																																																																																																					
	改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円																																																																																																					
	系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円																																																																																																					
	生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円																																																																																																					
	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円																																																																																																					
	系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円																																																																																																					
	斎待 合場室	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円																																																																																																				
		通夜	18時間以内	1回	40,000円																																																																																																				
25時間以内			1回	54,000円																																																																																																					
42時間以内			1回	88,000円																																																																																																					
49時間以内			1回	102,000円																																																																																																					
待合 合標室	初七日	1室	3,000円																																																																																																						
霊 安室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円																																																																																																					
動炉 物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円																																																																																																					

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(生活用水確保対策事業)	
分類	井戸等整備補助	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	該当なし。	簡易水道未普及家庭において、生活水の確保を図ることを目的とする、施設の創設、改善、改修について、補助をする。
2 対象及び補助率		1 共同又は個人で井戸等(ろ過・滅菌装置を含む)を新設する事業 〔工事費の 80/100 以内(100万円を限度)〕 2 既設の自家用給水施設を有しており、改修工事が必要とする事業 〔工事費の 50/100 以内(50万円を限度)〕
3 対象世帯		(簡易水道未給水世帯) 321 世帯 (未給水率) 24 %

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、事業を実施していない。

対 応 策
井戸等整備補助については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
井戸等整備補助については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(生活用水確保対策事業)	
分類	飲用水給水ホース等設置補助	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	該当なし。	簡易水道未普及家庭において、生活用水の確保を図ることを目的とする、ホース・貯水用タンクの新設・増設又は改修に対して、補助をする。
2 対象及び補助率		1 ホースの購入 (購入費の 90/100) 2 貯水タンク等の購入 (1世帯1基) (購入費の 50/100 以内(2万円を限度))
3 対象世帯		(簡易水道未給水世帯) 321 世帯 (未給水率) 24 %

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、事業を実施していない。

対 応 策
飲用水給水ホース等設置事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
飲用水給水ホース等設置事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(塩江町における公園・レクリエーション等施設)	
分類	塩江町における公園・レクリエーション等施設	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内場池野外運動緑地施設	該当なし。	(設置主体) 香川県 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 管理棟、便所、キャンプ場、運動広場、ゲートボール場、テニスコート
2 内場ダム上公園	該当なし。	(設置主体) 香川県 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 便所、四阿(あずまや)、テーブルベンチ、遊具
3 内場ダム下公園	該当なし。	(設置主体) 香川県 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 便所、四阿、ベンチ
4 自然休養村センター前広場	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 野外ステージ、広場
5 奥の湯公園	該当なし。	(設置主体) 香川県、塩江町 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) キャンプ場、管理棟、便所、四阿、自然プール
6 不動の滝公園	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 駐車場、四阿

部 会 名	産業・都市開発・教育・文化
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(塩江町における公園・レクリエーション等施設)	
分類	塩江町における公園・レクリエーション等施設	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
7 大滝大川県立 自然公園	該当なし。	(設置主体) 香川県 (管理主体) 香川県(県から塩江町へ管理を委託) (主な施設内容) 管理棟、研修棟、キャンプ場、炊飯炉、便所、四阿、つり橋
8 ホタルと文化の 里公園	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 美術館、グラウンド、野外ステージ、便所、四阿、ホタル水路、遊具
9 鮎っ子広場	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 地元住民 (主な施設内容) 遊具
10 西谷団地広 場	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 地元住民 (主な施設内容) 遊具

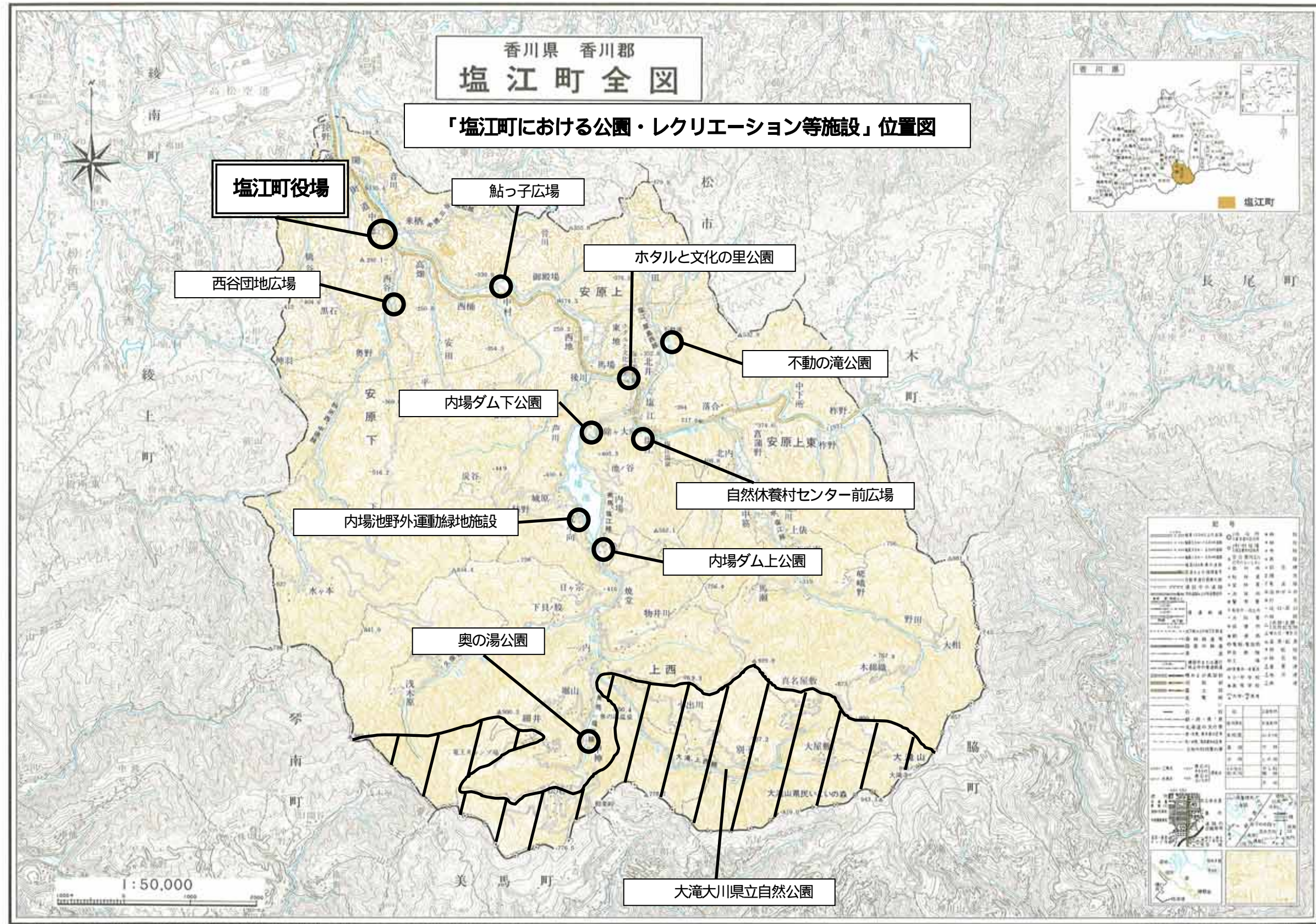
部 会 名	産業・都市開発・教育・文化
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

(資料)



協議第67号資料

「合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正について」に関する資料

(地方税の取扱い)個人市・町民税について	32 ~ 33
(地方税の取扱い)固定資産税について	34 ~ 35
(地方税の取扱い)軽自動車税について	36 ~ 37
(地方税の取扱い)入湯税について	38 ~ 39
(地方税の取扱い)納税関係について	40 ~ 41
(学校教育事業)学校給食について	42 ~ 43

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 2,500円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 216,000円	税率(標準税率) 町民税 2,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 192,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 360,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率が異なっている。 ・均等割の非課税基準が異なっている。 ・納期(普通徴収の第4期)が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。 ・均等割の非課税基準及び納期については、高松市に統一する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 3,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 198,000円	高松市と同じ。 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 176,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 350,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の非課税基準が異なっている。 ・納期(普通徴収の第4期)が異なっている。

対 応 策
<p>均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり) ・住宅用地の課税標準の特例 <ul style="list-style-type: none"> 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1 ・賦課期日における価格(償却資産) 	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12%	高松市と同じ。 は適用していない。
4 免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満 	高松市と同じ。
5 評価方法	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 ・市街化区域農地 近傍地比準方式 <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式 	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。 <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。
6 納期	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 11月1日から11月30日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 12月1日から12月25日まで

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の評価方法が異なっている。 ・第1期及び第4期の納期が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の評価方法については、一部、路線価方式を採用する。 ・第1期及び第4期の納期を合併年度から高松市に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり) ・住宅用地の課税標準の特例 <ul style="list-style-type: none"> 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1 ・賦課期日における価格(償却資産) 	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12%	高松市と同じ。 は適用していない。
4 免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満 	高松市と同じ。
5 評価方法	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式 	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 高松市と同じ ・一般山林 高松市と同じ ・原野 高松市と同じ ・雑種地 高松市と同じ <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。 <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。
6 納期	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 11月1日から11月30日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 12月1日から12月25日まで

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の評価方法が異なっている。 ・第1期及び第4期の納期が異なっている。

対 応 策
<p>宅地の評価方法及び納期については、<u>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</u></p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 <u>ただし、宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</u></p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																									
分類	軽自動車税																																																																									
現 況																																																																										
項目	高 松 市	塩 江 町																																																																								
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																								
2 税率	<ul style="list-style-type: none"> 標準税率(50cc以下、ミニカー) 制限税率(上記以外の車種) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,300円	90ccを超え125cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	<ul style="list-style-type: none"> 標準税率(全ての車種) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,200円	90ccを超え125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,300円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,700円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,600円																																																																								
	3輪	3,400円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																							
		乗用自家用	7,800円																																																																							
		貨物営業用	3,400円																																																																							
		貨物自家用	4,300円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																								
	その他のもの	5,100円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円																																																																								
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,200円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,600円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,400円																																																																								
	3輪	3,100円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																							
		乗用自家用	7,200円																																																																							
		貨物営業用	3,000円																																																																							
		貨物自家用	4,000円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																								
	その他のもの	4,700円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円																																																																								
3 賦課期日	4月1日	5月1日																																																																								
4 納期	5月1日から5月31日まで	5月11日から5月31日まで																																																																								

部 会 名	企画財政
-------	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・賦課期日が異なっている。 ・納期が異なっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。 ・賦課期日及び納期については、合併年度から高松市に統一する。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																									
分類	軽自動車税																																																																									
	現	況																																																																								
項目	高松市	塩江町																																																																								
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																								
2 税率	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税率(50cc以下、ミニカー) ・制限税率(上記以外の車種) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,300円	90ccを超え125cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税率(全ての車種) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,200円	90ccを超え125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
車種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,300円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,700円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,600円																																																																								
	3輪	3,400円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																							
		乗用自家用	7,800円																																																																							
		貨物営業用	3,400円																																																																							
		貨物自家用	4,300円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																								
	その他のもの	5,100円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円																																																																								
車種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,200円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,600円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,400円																																																																								
	3輪	3,100円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																							
		乗用自家用	7,200円																																																																							
		貨物営業用	3,000円																																																																							
		貨物自家用	4,000円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																								
	その他のもの	4,700円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円																																																																								
3 賦課期日	4月1日	5月1日																																																																								
4 納期	5月1日から5月31日まで	5月11日から5月31日まで																																																																								

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・賦課期日が異なっている。 ・納期が異なっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・賦課期日及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、 ・税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 ・賦課期日及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	入湯客1人1日につき100円
3 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者 ・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 ・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場、公衆浴場に入湯する者 ・塩江町老人福祉センター(奥の湯温泉)において入湯する者のうち満65歳以上の老人及び塩江町内に住所を有する身体障害者でその障害の程度が4級以上の者 ・行基の湯において入湯するもののうち、塩江町に住所を有する者 ・前各号に掲げる者を除くほか、町長が特に認めた者
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・課税免除の基準が異なっている。

対 応 策
<u>税率及び課税免除の基準については、高松市に統一する。</u>

調 整 案
<u>高松市の制度に統一する。</u>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	入湯客1人1日につき100円
3 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者 ・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 ・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場、公衆浴場に入湯する者 ・塩江町老人福祉センター(奥の湯温泉)において入湯する者のうち満65歳以上の老人及び塩江町内に住所を有する身体障害者でその障害の程度が4級以上の者 ・行基の湯において入湯するもののうち、塩江町に住所を有する者 ・前各号に掲げる者を除くほか、町長が特に認めた者
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・課税免除の基準が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・課税免除基準については、合併時に高松市の制度に統一する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 納期前に納付した税額 × 0.5 / 100 × 納期前の月数 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p>	<p>報奨金 納期前に納付した税額 × 1 / 100 × 納期前の月数 高松市と同じ。 交付限度額 定めていない。 高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能 (平成11年度から実施)	金融機関と郵便局で可能 (平成12年度から実施)
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金の交付率及び交付限度額が異なっている。 ・滞納処分の実施機関が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金は、交付率及び交付限度額を高松市に統一する。 ・滞納処分は、高松市が実施する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 0.5 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p> <p>平成17年度から廃止する。</p>	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 1 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 前納時期 高松市と同じ。 交付限度額 定めていない。 適用税目 高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能	高松市と同じ。
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、平成17年度から報奨金制度を廃止することとなっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。 ・住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 調理・配送方法	<p>単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。 共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。</p>	<p>各学校において調理している。 上西小学校については、塩江中学校において調理し、配送している。</p>
2 給食費	<p>(小学校)</p> <p>低学年 3,570 円/月 中学年 3,825 円/月 高学年 4,080 円/月</p> <p>(中学校) 4,420 円/月</p>	<p>(小学校) 4,300 円/月</p> <p>(中学校) 5,000 円/月</p>
3 献立作成方法	<p>担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。 なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員</p>	<p>塩江中学校の栄養士により献立原案を作成し、学校給食運営審議会で検討した後、献立が決定する。 なお、学校給食運営審議会は塩江町の附属機関である。 (学校給食運営審議会) (開催回数) 1回/年 (委員構成) 各学校校長、各学校PTA会長、学識経験者(塩江病院薬剤師、塩江中学校栄養士)</p>
4 給食材料購入方法	<p>決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p>	<p>決定した献立に基づいて、塩江中学校の栄養士が購入する。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食物資購入方法に差異がある。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 なお、塩江町地域における学校給食の調理・配送方法については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 調理・配送方法	<p>単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。</p> <p>共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。</p>	<p>各学校において調理している。</p> <p>上西小学校については、塩江中学校において調理し、配送している。</p>
2 給食費	<p>(小学校)</p> <p>低学年 3,570 円/月</p> <p>中学年 3,825 円/月</p> <p>高学年 4,080 円/月</p> <p>(中学校) 4,420 円/月</p>	<p>(小学校) 4,300 円/月</p> <p>(中学校) 5,000 円/月</p>
3 献立作成方法	<p>担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。</p> <p>なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p> <p>(献立委員会)</p> <p>(開催回数) 1回/月</p> <p>(委員構成)</p> <p>学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員</p>	<p>塩江中学校の栄養士により献立原案を作成し、学校給食運営審議会で検討した後、献立が決定する。</p> <p>なお、学校給食運営審議会は塩江町の附属機関である。</p> <p>(学校給食運営審議会)</p> <p>(開催回数) 1回/年</p> <p>(委員構成)</p> <p>各学校校長、各学校PTA会長、学識経験者(塩江病院薬剤師、塩江中学校栄養士)</p>
4 給食材料購入方法	<p>決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。</p> <p>なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p>	<p>決定した献立に基づいて、塩江中学校の栄養士が購入する。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食物資購入方法に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>なお、塩江町地域における学校給食の調理・配送方法については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>